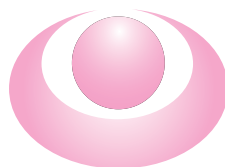


東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第33号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶	2P
◇各事務所紹介	3P
代表	横尾 和儀
銀座事務所所長	松本 康之
新宿事務所所長	藤原 知実
武蔵野事務所所長	両角 直樹
小金井事務所所長	谷合 譲太
立川事務所所長	斉藤今朝男
昭島事務所所長	岩戸 三和
さいたま事務所所長	村山 泉
熊谷事務所所長	橋本 直樹
足利事務所所長	氏家 健二
佐久事務所所長	井出 俊一
◇税務特集	4 ~ 5P
◇立川事務所案内	6P
◇さいたま事務所案内	7P
◇事務所だよりコーナー / 編集後記	8P



新年のご挨拶



代 表 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

平成の時代は残り僅かとなりましたが、この30年、戦争やテロ、自然災害、技術革新等様々な事が思い出されます。元号は日本にしか存在しない制度とされますが、5月から新元号となり、それを契機として日本経済が益々発展していくことが望まれます。

デフレ脱却と経済再生に向け、働き方改革を後押しする形で多種の税制改正が行われていきます。その中でも本年の10月1日から施行される予定の消費税改正。今まで導入から5%8%と改正が行われてきましたが、今回は軽減税率制度が新しく導入されます。経過措置をも踏まえたところで複雑化した消費税の処理対策に関しまして、何なりと御相談頂きたいくお願い申し上げます。

又、昨年の税制改正では中小企業の次世代経営者への引き継ぎ支援の観点から「特例事業承継税制」が創設されました。これは平成30年からの特例措置で認定経営革新等支援機関（当事務所は支援機関の認定を受けています）の指導や助言を受けた「特例承継計画」を5年以内に提出し、10年以内の自社株の贈与税・相続税の納税猶予を目的とするものです。是非、当事務所に事業承継対策、相続対策として御相談頂ければと思います。

当事務所では、関与先の皆様に役立つ情報提供の場として事務所主催の研修会を企画しております。昨年は講師に谷厚志氏をお迎えして「クレーム対応セミナー」を開催しました。クレームを受けることのない企業はないと思いますし、クレームへの対応をしていくことによって企業は発展していくものだと思います。クレームはお客様からのアドバイスです。クレームを大切にし、感謝していく姿勢の重要性を研修させて頂きました。本年もお役に立てる情

報提供や研修会の開催に努めて参ります。

私は、毎月関与させて頂いているお客様に対して原則必ず提供するようにと事務所スタッフに伝えている事があります。それは「3ヶ月予実対比」です。決算打ち合わせ報告会では、本年度の決算について前年度対比、同業他社対比など分析検討を行います。その時に次年度の決算書も併せて作成するよう指示しています。企業の1年間の活動計画に合わせ、社長の経営方針を刷り込んだ次年度の決算書です。毎月だと一喜一憂となりますので、3ヶ月毎（四半期毎）に実績値を入れ、残りの期間の予算値はこのままでよいか修正する必要があるのか常に決算を見据えて、必要に応じ節税対策や経費削減対策などを3ヶ月予実の検討の中でやっていくという事です。来年の決算書を作るなんて絵に描いた餅も同然だと思われる方もいらっしゃるかもしれませんがやるとやらないとでは結果が違ってきます。どう結果が変わるのかを是非事務所スタッフと共に1年先の決算書を作っていきますか。

前段で事業承継税制の改正について申し述べさせて頂きましたが、大切なのは事業の承継をどのようにやっていくのかという事業計画だと思います。何年で承継させていくのか、財務状態は、退職金は。今抱えている問題はどのようにいつまでに解決するかなどの計画を立てる必要があります。これからの事業発展継続の為、夢の実現や問題解決を目指し、経営計画を作成していきましょう。

次は夢を持って計画を進める事を説いた吉田松陰の言葉です。

夢なき者に理想なし、
理想なき者に計画なし、
計画なき者に実行なし、
実行なき者に成功なし、
故に、夢なき者に成功なし。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。



各事務所紹介



銀座事務所



所長 松本 康之
〒104-0061
東京都中央区銀座1-14-5
ウイングビル
TEL: 03-3561-7501
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付 10:00 ~ 15:00

新宿事務所



所長 藤原 知実
〒160-0004
東京都新宿区四谷2-10-1
太郎ビル
TEL: 03-5919-1725
〔無料相談日〕
毎月第1・3月曜日
受付 10:00 ~ 15:00

武蔵野事務所



所長 西角 直樹
〒180-0006
東京都武蔵野市中町1-20-8
三井生命ビル
TEL: 0422-50-1300
〔無料相談日〕
毎週水曜日
受付 10:00 ~ 15:00

小金井事務所



所長 谷合 譲太
〒184-0003
東京都小金井市緑町5-5-4
TEL: 042-385-6630
〔無料相談日〕
毎月第1・3水曜日
受付 10:00 ~ 15:00

立川事務所



所長 斉藤 今朝男
〒190-0022
東京都立川市錦町2-2-2
TEL: 042-527-1468
〔無料相談日〕
毎月第1・3火曜日
受付 10:00 ~ 15:00

昭島事務所



所長 岩戸 三和
〒196-0024
東京都昭島市宮沢町471
TEL: 042-541-3906
〔無料相談日〕
毎月第1・3木曜日
受付 10:00 ~ 15:00

さいたま事務所



所長 村山 泉
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合
6-5-10
TEL: 048-853-7900
〔無料相談日〕
毎月第3水曜日
受付 10:00 ~ 12:00

熊谷事務所



所長 橋本 直樹
〒360-0031
埼玉県熊谷市末広3-12-10
T.Sビル
TEL: 048-528-6630
〔無料相談日〕
毎月第1・3火曜日
受付 10:00 ~ 15:00

足利事務所



所長 氏家 健二
〒326-0024
栃木県足利市若草町3-13
TEL: 0284-44-0535
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付 10:00 ~ 15:00

佐久事務所



所長 井出 俊一
〒384-1301
長野県南佐久郡南牧村
海尻2306-1
TEL: 0267-96-2403



税 務 特 集



2019年10月1日より消費税率が改定されます

飲食料品に対する軽減税率ばかりが注目されていますが、
実はもっと大きな影響のある改正が待ち受けているのです。

1. 仕入税額控除の要件

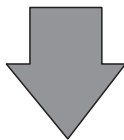
(1) ～2019年9月30日

①請求書等保存方式

- ・発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容
- ・対価の額（税込）
- ・受領者の氏名又は名称

を記載した請求書等と帳簿を保存

②免税事業者からの課税仕入の控除可



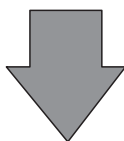
(2) 2019年10月1日～

①区分記載請求書等保存方式

- ・発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容
- ・対価の額（税込）
- ・受領者の氏名又は名称
- ・軽減税率対象資産の譲渡等である旨
- ・税率毎に区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）

を記載した区分記載請求書等と帳簿を保存

②免税事業者からの課税仕入の控除可



「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
□月分 21,800円（税込）	
□月1日 牛肉 2kg	※ 5,400円
□月8日 割りばし4組	5,500円
~~~~~	
合計	21,800円
(10%対象 11,000円)            ( 8%対象 10,800円)	
△△(株)	
「※」は軽減税率対象であることを示します。	

### (3) 2023年10月1日～

#### ①適格請求書等保存方式（日本型インボイス制度）

- ・ 発行者の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引の内容
- ・ 対価の額（税込）
- ・ 受領者の氏名又は名称
- ・ 軽減税率対象資産の譲渡等である旨
- ・ 税率毎に区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）
- ・ 登録番号
- ・ 税率毎の消費税額及び適用税率

を記載した適格請求書等と帳簿を保存

#### ②適格請求書を発行するためには適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

免税事業者は適格請求書発行事業者の登録ができません。

（課税事業者を選択すれば登録できます）

適格請求書発行業者以外からの課税仕入は税額控除できません。

（2026年9月までは80%、2029年9月までは50%控除可の経過措置があります）

## 2. 軽減税率対策補助金

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業者には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際（リースによる導入も補助対象となります。）に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

#### ①A型

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※ レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は改修する事業者を支援します。

#### ②B型

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

※ 電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者を支援します。

※それぞれに申請期限がありますのでご注意ください。

※※詳細は当事務所の御社担当者にお尋ね下さい。





# 立川事務所案内



昭和 60 年の開業から 32 年の長きに渡りご愛顧を賜りました名倉会計事務所が、平成 30 年 2 月 1 日より立川事務所として、新たに税理士法人 東京さくら会計事務所の一員となりました。

当事務所は、東京三多摩地区の中心である立川市に所在し、立川駅南口ロータリーから徒歩 7 分ほどで、大通りから 1 本奥に入った静かでアットホームな事務所です。

立川駅は JR 中央本線、南武線、青梅線、多摩地区を南北に結ぶ多摩都市モノレール線の「立川北駅」「立川南駅」があり、オフィス街、商業施設、四季折々の景色が楽しめる国営昭和記念公園があります。お気軽にお越しいただけることを心よりお待ちしております。



〒190-0022

東京都立川市錦町 2 - 2 - 2

TEL 042 - 527 - 1468

FAX 042 - 526 - 9654

所長 税理士 斉藤 今朝男





# さいたま事務所案内



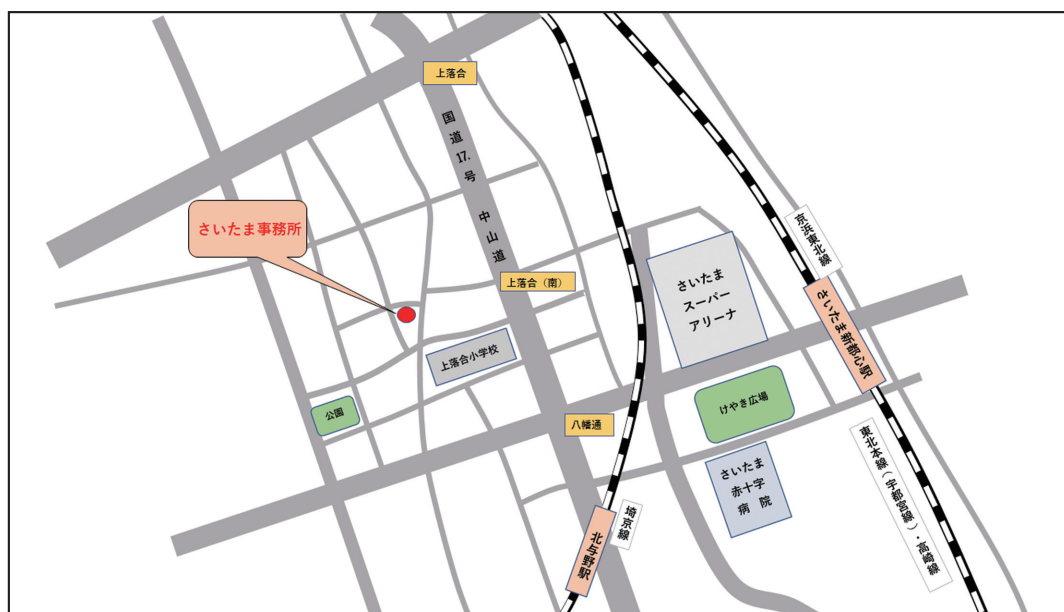
昭和 53 年の開業から 40 年の長きに渡りご愛顧を賜りました永田会計事務所が、平成 30 年 1 月 1 日より、新たに「さいたま事務所」として、税理士法人 東京さくら会計事務所の一員となりました。引き続き皆様のお役に立てるよう、スタッフ一同、これまで以上に研鑽に励んでまいりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

当事務所は、JR 大宮駅の南側、さいたま市のほぼ中央に所在し、「北与野駅」および「さいたま新都心駅」から徒歩で 10 分ほどの閑静な住宅街の中にあります。さまざまなご相談はもちろん、ご見学も大歓迎です。どうぞお気軽にお立ち寄りください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。



〒 338 - 0001  
埼玉県さいたま市中央区上落合  
6-5-10 2F  
TEL 048 - 853 - 7900  
FAX 048 - 853 - 7997

所長 税理士 村山 泉





# 事務所だよりコーナー



## ❖ 研修会開催

昨年11月6日中野サンプラザ11階ブロッサムホールにて、銀座・武蔵野ブロック共催による研修会を開催致しました。クレーム・コンサルタントの谷厚志様を講師にお迎えし、「お客様の怒りを笑いに変えるクレーム対応法」について講演していただきました。当日はあいにくの雨模様となりましたが60名以上の顧問先様にご参加賜りました。ご多忙中のところ、誠にありがとうございました。



## 編集後記



昨年は「平成最後の〇〇」といった言葉が流行り、ニュースでも見かける機会があったのではないのでしょうか。今年の4月1日に新しい元号が発表され、末には現天皇陛下の退位と共に“平成”という元号が終わりを迎え、5月から新天皇即位に伴い新元号が始まります。“平成”の元号の由来は、「史記」五帝本紀の「内平外成（内平かに外成る）」、「書経」大禹謨の「地平天成（地平かに天成る）」からきており、内外、天地とも平和が達成される、平和を改めてこの時代から実現させていくという願いが込められているそうです。次はどのような意味を持つ元号になるのでしょうか。

今年一年が皆様にとってより良い年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

## ❖ 研修旅行

昨年10月、事務所間の親睦を深める為、職員一同で東京銀座にある歌舞伎座に行って参りました。今回の上演では、「三人吉三巴白浪」「大江山酒吞童子」「佐倉義民伝」の三作を拝観しました。日本が世界に誇る伝統芸能の一つとして数えられる歌舞伎の持つ魅力を生で感じることができ、その文化を学んだ貴重な研修となりました。

1603年（江戸時代）に出雲の阿国によって生み出され400年以上の歴史をもつ歌舞伎。現在では、歌舞伎の古来より持つ手法を残しながら最新の映像技術、音響、美術を取り入れた「スーパー歌舞伎」も話題になり、歌舞伎に馴染みのなかった人々にまで広く浸透し、幅広い年代の方から親しまれています。今まで歌舞伎に触れる機会がなく、難しそうだからと敬遠されていた方もご心配なく。歌舞伎座では舞台の進行と共に物語のあらすじ、見所、出演俳優等を懇切丁寧に説明してくれるイヤホンガイドを貸し出ししております。（別途料金有）

皆様もこれを機に歌舞伎という世界に一步足を踏み入れてみてはいかがでしょうか。



## 税理士法人

### 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-5  
ウイングビル

TEL 03-3561-7501

FAX 03-3567-5677

印 刷 株式会社 税 経